

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月30日
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社 （平成29年12月1日より、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社（予定））
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生 （平成29年12月1日より、代表取締役社長 ニール・アンドリュー・スレイター（予定））
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	具志堅 亜由美
【電話番号】	03-4578-2211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	アバディーン日本小型株ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限 2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年6月2日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、委託会社の商号変更に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出するものです。なお、本書は平成29年11月30日に提出しており、訂正された原届出書の内容は、平成29年12月1日現在のものです。

2 【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、原届出書が訂正されま

す。

第一部【証券情報】

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

当ファンドは、アバディーン投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型

の追加型証券投資信託の受益権^{*}です。

当初元本は、1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

* 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

<訂正後>

当ファンドは、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権^{*}です。

当初元本は、1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

* 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（１２）【その他】

<訂正前>

購入代金に利息はつきません。

日本以外の地域での発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

〔照会先〕	アバディーン投信投資顧問株式会社 お問い合わせ窓口 03-4578-2251 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。) インターネット・ホームページ http://www.aberdeen-asset.co.jp/
-------	---

<訂正後>

購入代金に利息はつきません。

日本以外の地域での発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

〔照会先〕	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 お問い合わせ窓口 03-4578-2251 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。) インターネット・ホームページ http://www.aberdeen-asset.co.jp/
-------	---

第二部【ファンド情報】

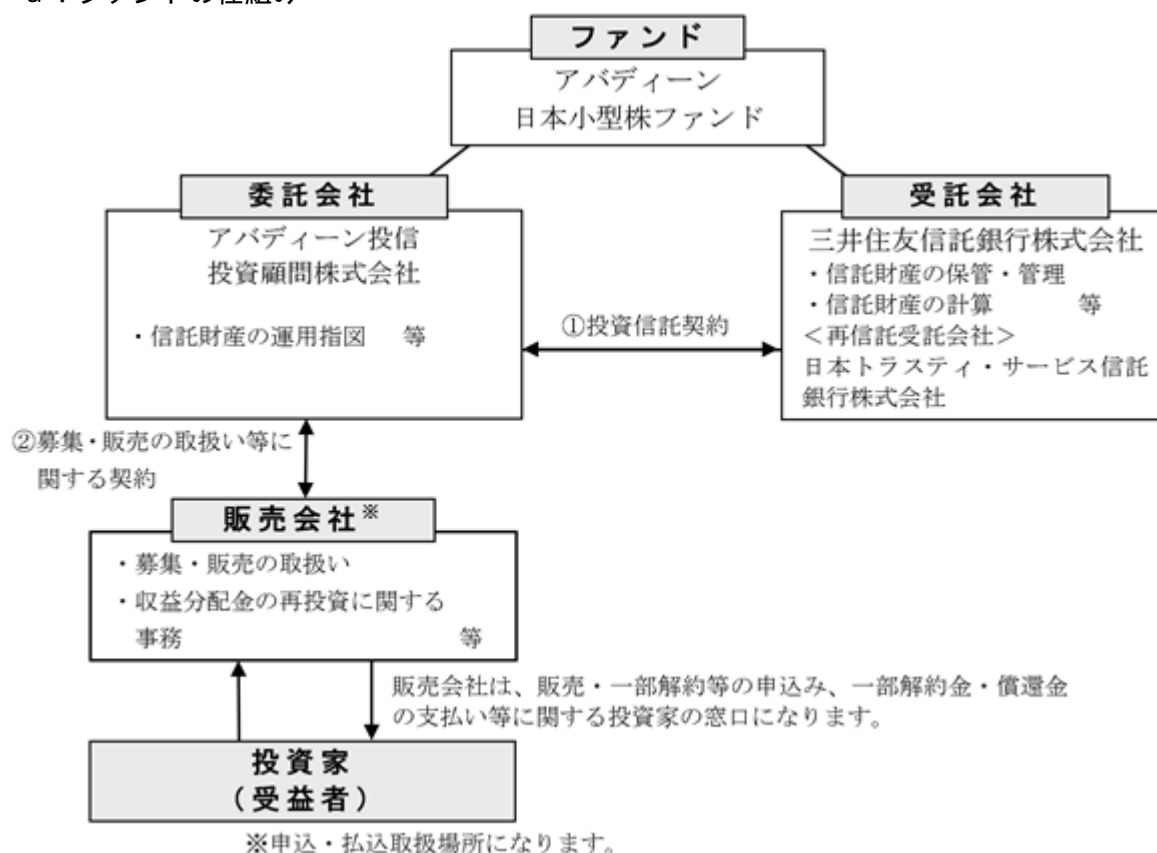
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

a. ファンドの仕組み



<委託会社が関係法人と締結している契約等の概況>

受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b. 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。)

資本金の額

資本金	: 4,040.4百万円
発行する株式の総数	: 320,000株
発行済株式の総数	: 308,067株

会社の沿革

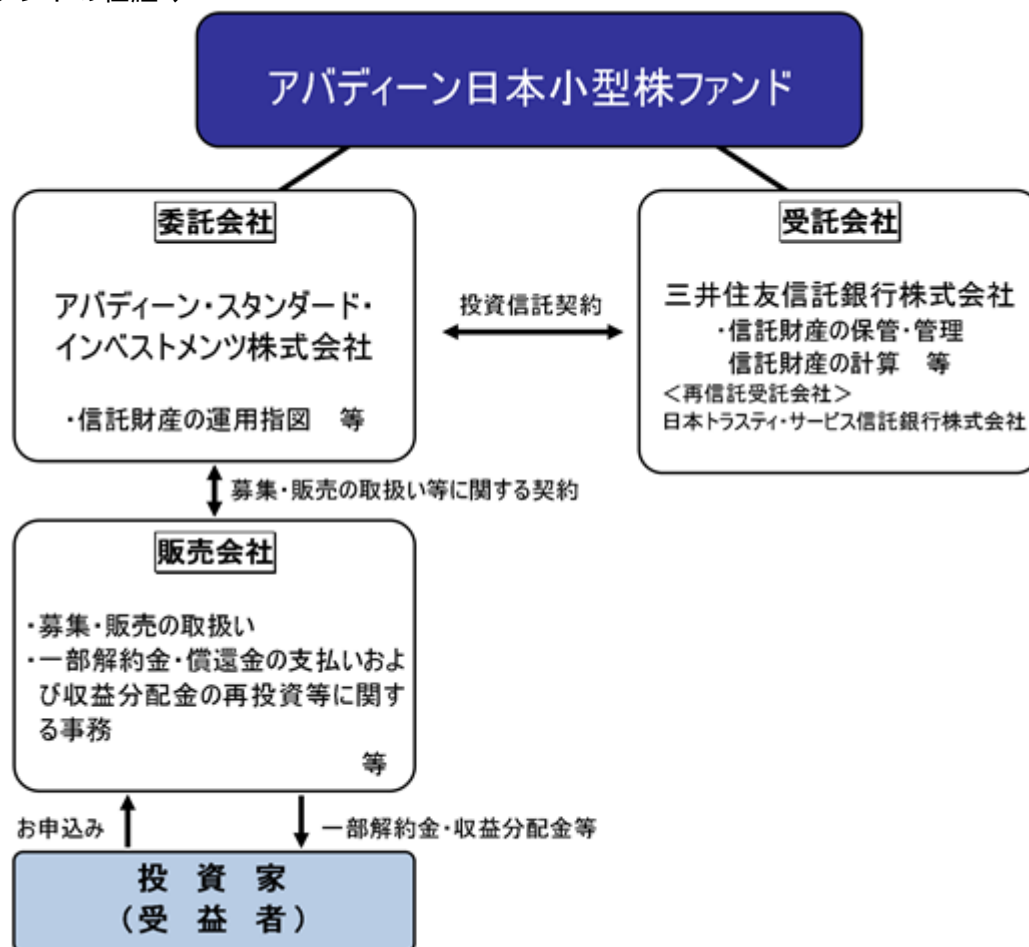
平成5年9月16日	クレディ・スイス投信株式会社設立
平成5年9月30日	証券投資信託委託業の認可
平成7年5月31日	投資顧問業の登録
平成9年3月31日	投資一任契約に係る業務の認可
平成9年4月1日	クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更
平成10年11月1日	商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更
平成14年2月1日	ウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併
平成21年7月1日	商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,067株	100.00%

<訂正後>

a. ファンドの仕組み



<委託会社が関係法人と締結している契約等の概況>

受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b. 委託会社の概況

資本金の額（平成29年9月末現在）

資本金	: 4,040.4百万円
発行する株式の総数	: 320,000株
発行済株式の総数	: 308,067株

会社の沿革

平成5年9月16日	クレディ・スイス投信株式会社設立
平成5年9月30日	証券投資信託委託業の認可
平成7年5月31日	投資顧問業の登録
平成9年3月31日	投資一任契約に係る業務の認可
平成9年4月1日	クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更
平成10年11月1日	商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更
平成14年2月1日	ウォーバーグ・ピнкаス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併
平成21年7月1日	商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

平成29年12月1日 商号をアバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社に変更
大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,067株	100.00%

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日に計算し、原則として、翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「日本小型株」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<訂正後>

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b. 基準価額は毎営業日に計算し、原則として、翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「日本小型株」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金 : 4,040.4百万円
発行する株式の総数 : 320,000株
発行済株式の総数 : 308,067株

最近5年間における資本金の額の増減

平成25年3月25日 : 2,480.4百万円から2,980.4百万円に増資
平成26年5月26日 : 2,980.4百万円から3,680.4百万円に増資
平成28年7月27日 : 3,680.4百万円から3,980.4百万円に増資
平成29年3月23日 : 3,980.4百万円から4,040.4百万円に増資

b. 委託会社の機構

経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

<構成>

各ファンド運用責任者をもって構成します。

<開催>

原則として月1回開催します。

<審議事項>

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

<その他>

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

<訂正後>

a. 資本金の額（平成29年9月末現在）

資本金 : 4,040.4百万円
発行する株式の総数 : 320,000株
発行済株式の総数 : 308,067株

最近5年間における資本金の額の増減

平成25年3月25日 : 2,480.4百万円から2,980.4百万円に増資
平成26年5月26日 : 2,980.4百万円から3,680.4百万円に増資
平成28年7月27日 : 3,680.4百万円から3,980.4百万円に増資
平成29年3月23日 : 3,980.4百万円から4,040.4百万円に増資

b. 委託会社の機構

経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

< 構成 >

各ファンド運用責任者をもって構成します。

< 開催 >

原則として月1回開催します。

< 審議事項 >

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

< その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

平成29年3月末日現在、委託会社が運用する投資信託は17本であり、その純資産総額の合計は85,216百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

< 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

平成29年3月末日現在、委託会社が運用する投資信託は16本であり、その純資産総額の合計は85,216百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

5【その他】

<訂正前>

a．定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

<訂正後>

a．定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託会社の親会社である「アバディーン・アセット・マネジメントPLC」と「スタンダード・ライフplc」は平成29年8月に合併し、「スタンダード・ライフplc」は「スタンダード・ライフ・アバディーンplc」に商号変更しました。

「スタンダード・ライフ・アバディーン・グループ」傘下の資産運用事業は、「アバディーン・スタンダード・インベストメンツ」の新ブランドを創設いたしました。

なお「アバディーン・アセット・マネジメントPLC」は、本合併に伴い、ロンドン証券取引所で上場廃止となりましたが、「アバディーン・スタンダード・インベストメンツ」のブランドの下で、旧アバディーン・グループ企業の持株会社として存続しております。

親会社の合併により、委託会社は平成29年12月1日にスタンダード・ライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併し、商号を「アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社」に変更しました。

第3【その他】

<訂正前>

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2)目論見書の表紙等に次の各事項を記載することがあります。
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
委託会社等の情報、受託会社に関する情報
詳細な情報の入手方法
・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
目論見書の使用開始日
届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容について
・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
委託会社のロゴ・マーク等
ファンドの形態等
図案
ファンドの管理番号等
- (3)交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4)請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

<訂正後>

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2)目論見書の表紙等に次の各事項を記載することがあります。
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
委託会社等の情報、受託会社に関する情報
詳細な情報の入手方法
・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
目論見書の使用開始日
届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容について
・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
委託会社のロゴ・マーク等
ファンドの形態等
図案
ファンドの管理番号等
- (3)交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4)請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (5)目論見書の表紙等に、「委託会社は平成29年12月1日付けで、委託会社の商号を変更致しました。なお、同日より前の記載内容につきましては、変更前の委託会社の商号を使用しております。」というお知らせを記載することがあります。